

第六号様式別表九の二(用紙日本産業規格A4)(第五条関係)

認定事業適応法人の欠損金額等の控除の特例に関する明細書 (第1号・第3号に掲げる事業) (法第72条の2第1項)			事業 年度	・ ・	法人名		
欠損控除前所得金額 別表9の①		①	円		所得限度額 (別表9の①-②)	②	円
投資額残額の計算							
投資額の累計額		③	円		投資額残額 ③-④	⑤	円
前期以前の特例の適用を受けた金額の累計額 (前期以前の⑥の合計額)		④			当期に特例の適用を受けた金額 (⑫の計)	⑥	
超過控除対象額の計算							
特例事業年度	特例対象控除未済欠損金額等 (別表9の③)	特例の適用がない場合の当期控除額 (当該特例事業年度の別表9の③と(別表9の②-当該特例事業年度前の別表9の④の合計額)のうち少ない金額) (マイナスの場合は0)		⑦のうち超過控除可能額 ⑦-⑧ (マイナスの場合は0)	投資額残額 ⑤-(当該特例事業年度前の⑫)	損金算入限度超過額 ②-(当該特例事業年度前の⑫)	超過控除対象額 (⑨、⑩と⑪のうち少ない金額)
		⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
・ ・	円	円	円	円	円	円	円
・ ・							
計							

第6号様式別表9の2記載要領

- 1 この明細書は、法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第132号)による改正前の政令第20条の3の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第3号)第10条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の11の4第1項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表9に併せて提出すること。
- 2 「

第1号
法第72条の2第1項
・
第3号

に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。
- 3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人(同項第1号ロに掲げる法人に限る。)にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額等の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
- 4 「特例対象控除未済欠損金額等(別表9の③)⑦」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 当該事業年度以前の事業年度において法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第2項又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。)第57条第2項の規定の適用を受ける又は受けた場合には、第6号様式別表9の③の欄の金額からこれらの規定により欠損金額等とみなされた金額を控除した金額を記載すること。
 - (2) 法人税法第58条の規定の適用がある欠損金額及び令和2年旧法人税法第58条第1項に規定する災害損失欠損金額は、記載しないこと。
- 5 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(令和5年財務省令第19号)第1条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第22条の12の2第2項に規定する適合証明書の写しを添付すること。